

2010年5月19日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準（IAS）第37号の見直しに対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が検討している非金融負債の見直しに対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

貴審議会の本件の検討に当り、我々は以下の意見がさらなる作業の助けとなることを期待する。

記

○ 期待値方式について

測定に関する、期待値方式への一本化には反対する。

少なくとも、最頻値方式等の期待値方式以外の方法が許容される余地を残すべきである。

（理由）

期待値方式での測定については、複数のシナリオを見積もることが可能な場合もあるが、信頼性のある期待値を測定することができない場合も多い。その場合、将来の予想キャッシュ・フローの有用な情報提供の観点からは、最も発生し得る金額を示す最頻値方式の方が有用な場合もあり得ると考えられる。

また、複数のシナリオを見積もることができたとしても、以下のような事例では期待値方式よりも最頻値方式の方が有用であると考えられる。

	メインシナリオ	サブシナリオ	期待値	最頻値
ケース1	90%・・・1,000	10%・・・10	901	1,000
ケース2	90%・・・10	10%・・・1,000	109	10

仮にケース1の事象が10回発生した場合、最頻値を計上した場合は、10回中9回は、追加の会計処理が不要となり、1回だけ、990の戻入が発生する。期待値を計上した場合、負債認識時に、最終的な損失額を計上することは1度もなく、9回は、99を追加計上、1回は891の戻入が発生する。

ケース2の場合も同様で、ケース2が10回発生した場合、最頻値を計上した場合は、10回中9回は、追加の会計処理が不要となり、1回だけ、990の追加損失が発生する。期待値を計上した場合、負債認識時に、最終的な損失額を計上することは1度もなく、9回は、99を戻入、1回は891の追加損失計上が発生する。

上記のように発生確率が偏っている例・場合は特に訴訟の負債認識等ではおおいに想定されるが、こうした場合、最頻値での計上の方が、期待値での計上対比投資家にとっては有用な情報と考えられる。なぜなら、期待値方式を採用する以上、期待値と実際の損失額との間には必ず乖離が発生するためであり、投資家にとっては、最頻値計上による9回の負債計上額と最頻値との一致の方が有用な情報と考えられるためである。

一方、資産除去債務のように、期待値方式が有用である場合も想定される。したがって、測定については、期待値方式・最頻値方式のいずれも認め、経営者の最善の見積りの中で適正な方法を選択し、測定方法について注記することが投資家にとっても最も有用な情報であると考ええる。

なお、上記の例で、10%確率部分のリスクについては、注記等の開示で投資家には有用な情報を提供できると思われる。

○ 蓋然性要件の廃止について

本件は今回の公開草案での提案事項ではないが、蓋然性要件を削除することに反対する。

(理由)

貴審議会の見解では、蓋然性要件と負債の認識要件は重複しており、蓋然性要件がなくとも、例えば50%以上の確率で負債があると判断して初めて負債の認識要件を満たすという整理であり、訴訟等の存在が負債の認識に直結するものではないとしている。

しかしながら、負債の存否の判断は実質上、蓋然性の判断と同一であると考えられ、蓋然性要件の削除は、逆に負債の認識要件を曖昧にし、全ての訴訟債務を認識する等の意図しない結果に繋がる可能性が高いと懸念する。

また、上記の貴審議会の見解であるならば、負債の認識要件自体に蓋然性要件が含まれる旨を基準自体で明確化すべきである。

さらに、本件については、当初の公開草案公表時より反対意見が多かったと認識しており、デュープロセスにも問題があるのではないかと考える。

以 上